

# 韓国への進出方法に対するご案内

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2024 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課  
E-mail：[SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・ソウル事務所  
E-mail：[KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

**JETRO**

# 目次

I. 進出形態の種類と特徴 .....	1
II. 現地法人.....	5
1. 設立手続きの流れ .....	5
2. 手続き.....	6
3. 必要書類.....	9
III. 支店.....	11
1. 設立手続きの流れ .....	11
2. 手続き.....	11
3. 必要書類.....	12
IV. 連絡事務所(駐在員事務所).....	14
1. 設立手続きの流れ .....	14
2. 手続き.....	14
3. 必要書類.....	15

## 韓国への進出方法に対するご案内

韓国進出の場合、その形態はさまざまであるが、主な形態は現地法人、支店、連絡事務所（駐在員事務所）の三つである。従って、韓国へ進出する場合、それぞれの進出形態に必要な手続きや所要期間を把握し、いずれが自社にとって望ましいかを決定することが必要といえる。

### I. 進出形態の種類と特徴

外国企業の韓国への進出形態はその種類と特徴により、次のように区分される。

- (i) 韓国企業を代理店に指定し、事業を営む形態
- (ii) 連絡事務所を設置し、市場調査や事業妥当性を検討する形態
- (iii) 支店を設置する形態
- (iv) 韓国の法律に基づいた現地法人、合弁法人を新設する形態
- (v) 韓国の法律に基づいて設立された会社の株式のすべて、または一部を買収する形態

ここでは韓国の主要な進出形態である現地法人・支店・連絡事務所の設立手続きについて説明する。なお、文中では「現地法人および合弁法人」を「現地法人」で統一し使用することとし、(iv)と(v)のケースは直接投資<sup>(注1)</sup>とポートフォリオ投資（株式投資）<sup>(注2)</sup>に区分されるが、ここでは直接投資のみを扱う。

あわせて、進出に際してポイントとなる主な項目について、三つの進出形態の相違点を図表1にまとめた。

---

<sup>(注1)</sup> 直接投資とは、一般的に外国人が韓国企業（法人企業または個人企業）と持続的な経済関係を樹立するために、当該韓国企業の持ち分の10%以上を所有するものをいい、外国人投資促進法による投資手続きを取るものをいう。

<sup>(注2)</sup> ポートフォリオ投資とは、売買差益の獲得などを目的として韓国内の証券取引所またはコスタック市場に上場または登録されている株式などを取得する投資で、資本市場と金融投資業に関する法律、外国為替取引法が適用される。

■ 図表1 現地法人・支店・連絡事務所の相違点

項目	現地法人	支店	連絡事務所
設立(または設置) 根拠法律	商法および外国人投資促進法	商法および外国為替取引法	外国為替取引法
性格	韓国法律によって設立された内国法人であるため、親会社とは会計および決算が互いに異なる独立した法人である。	外国法律によって設立された外国法人の一部として、本社とは会計および決算を共にする統一体である。	同左
税籍の取得	法人税法第109条第1項 付加価値税法第8条	法人税法第109条第2項 同左	法人税施行令第154条第3項
事業活動範囲	外国人投資が禁止された業種、または外国人投資に対する制限のある業種を除き、すべての事業を営むことができる。	外国人投資が禁止されたか制限のある業種と、個別法で支店形態の営業が禁止されている業種を除き、すべての事業を営むことができる。	業務連絡と市場調査など事業遂行においての予備的で補助的な活動のみを行うことができる。
設立および 設置手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 受託機関（KOTRA または外国為替銀行）への外国人投資申告</li> <li>- 裁判所への法人設立登記</li> <li>- 税務署への事業者登録</li> <li>- 受託機関への外国人投資企業の登録</li> <li>- 現地法人名義の口座開設</li> <li>- 個別法で要求される許認可申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国為替銀行への外国企業国内支社設置申告</li> <li>- 裁判所への営業所設置登記</li> <li>- 税務署への事業者登録</li> <li>- 支店名義の口座開設</li> <li>- 個別法で要求される許認可申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国為替銀行への外国企業国内支社設置申告</li> <li>- 税務署への固有番号申請</li> <li>- 連絡事務所名義の口座開設</li> </ul>
出資方法あるいは 資金調達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 出資(増資を含む)の方法で可能であるが、別途の手続きが必要</li> <li>- 最少出資金額は1億ウォン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 本社からの営業資金導入の方法で別途の申告なしに随時調達が可能</li> <li>- 最小・最大金額の制限はない。</li> </ul>	同左
銀行からの国内借入	可能	法律上の制限はないが、実際は難しい。ただし、本店の支払保証の下で日系銀行ソウル支店からの借入れが	同左

項目	現地法人	支店	連絡事務所
		可能になることもある。	
外国からの直接借入	可能	該当なし	同左
土地購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国人持ち分が 50%以上の場合もしくは役員・職員の 50%以上が外国人である場合は不動産取引申告などに関する法律上“外国人など”とみなされ、諸般申告手続きの上、購入可能</li> <li>- 業務用、用途、面積などとは関係なく土地取得可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 支店は不動産取引申告などに関する法律上“外国人など”みなされ、現地法人と同様に諸般申告手続きの上、購入可能</li> </ul>	同左
決算利益の送金	配当所得に対しては、源泉徴収後送金することができる。	決算純利益を本店に送金でき、送金時には源泉徴収対象にならない。	該当なし
法人税の課税対象所得	国内外所得に対して課税	支店に帰属される韓国源泉所得に対して課税	本来法人税納税義務はないが、営業活動を行う場合は支店と同じく課税
法人税の控除・減免	可能 (外国人投資企業に対する租税減免、各種投資税額控除など)	該当なし	該当なし
公認会計士による外部監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 株券上場法人と、該当事業年度または次回の事業年度のうち株券上場法人になろうとする株式会社</li> <li>- 直前事業年度末の資産総額が 120 億ウォン以上、直前事業年度末の資産総額が 70 億ウォン以上である株式会社のうち、①負債総額が 70 億ウォン以上である会社または、②従業員の数が 300 人以上である会社などは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 一定金額以上の純利益金 (*) を本店へ送金する場合は公認会計士の監査報告書が必要</li> </ul> <p>(*)当該会計期間の純利益金の本店からの営業資金投入額に対する比率が 100 分の 100 以上であるか、純利益金が 1 億ウォンを超過する場合</p>	該当なし

項目	現地法人	支店	連絡事務所
	<p>法定監査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 直前事業年度末の売上高が 120 億ウォン以上の株式会社(*)</li> <li>- 上記の株式会社の規模に該当する有限会社(*)</li> <li>- 小規模会社の場合、外部監査対象から除外</li> </ul> <p>(*)(**)</p> <p>(*)2019 年 11 月 1 日以降に開始する事業年度から対象となる。</p> <p>(**)小規模会社とは、株式会社の場合、以下の四つの基準のうち三つを満たす会社を指す。</p> <p>①資産総額が 120 億ウォン未満、②負債が 70 億ウォン未満、③売上高が 100 億ウォン未満、④従業員数が 100 人未満</p> <p>有限会社の場合、上記株式会社の四つの基準に⑤社員数が 50 人未満を加えた五つの基準のうち、三つを満たす会社を指す。</p> <p>(***)資産総額または売上高が 500 億ウォン以上の会社は小規模会社として認めず外部監査対象となる。</p>		

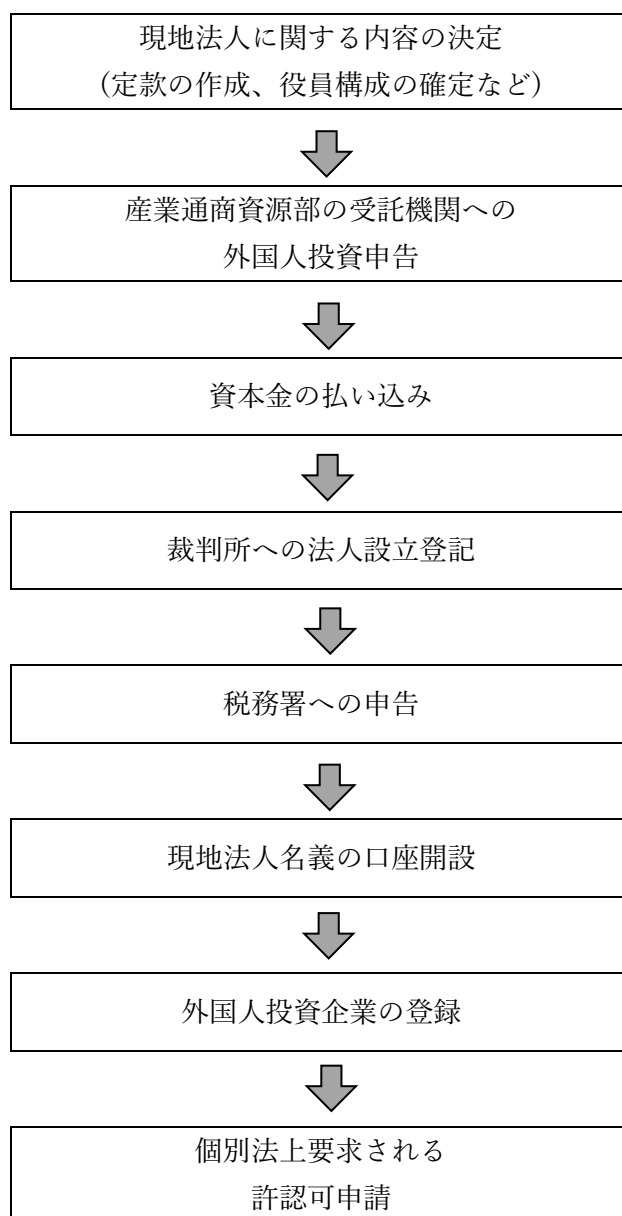
## II. 現地法人

### 1. 設立手続きの流れ

外国人投資促進法による外国人投資企業（現地法人）設立の際、手続きの流れは次のとおりとなる（図表2）。ここでは、株式会社としての現地法人設立手続きを説明する。

主な手続きは、産業通商資源部の受託機関（KOTRAまたは外国為替銀行）への外国人投資申告や裁判所への設立登記、税務署への申告、外国投資企業の登録などであり、設立までは約2～3週間かかる。

■ 図表2 現地法人設立手続きの流れ





## 2. 手続き

現地法人の設立手続きについて、図表 2 に沿って詳しく解説する。

### 2.1. 外国人投資可能可否の検討

外国人（個人および法人）が投資して法人を設立する場合は、基本的に外国人投資促進法上の規定に従うことになる。従って、韓国に投資しようとする外国人投資家は、韓国で営もうとする業種が外国人投資促進法上、許容可能な業種であることを事前に確認する必要がある。

### 2.2. 商号の決定

外国人投資企業（現地法人）の商号について、登記可能かどうかを確認しなければならない。

商号は同一行政区域内の同種営業の同一商号は登記ができない。また、韓国語（ハングル）の商号が原則であり、英語あるいは韓国式表記の漢字は韓国語（ハングル）に併記して登記することができる。

### 2.3. 外国人投資促進法上の手続き

外国人が外国人投資可能業種に投資しようとする際には、投資を行う前に、産業通商資源部の受託機関である KOTRA または外国為替銀行へ「外国人投資申告」を行わなければならない（外国人投資促進法第 5 条）。

外国人投資促進法上の外国人投資の最低金額は 1 億ウォンであり、投資家が 2 人以上の場合には 1 人あたりの投資金額を 1 億ウォン以上としなければ、外国人による投資として認められない。

### 2.4. 商法上の法人設立手続き

外国人投資促進法上の手続きが完了すると、商法上の法人設立手続きに入ることができる。法人設立手続きについて、ここでは必須事項に対してのみ重点的に説明する。

#### (1) 資本金の払い込み

商法上、株式会社の最低資本金は制限がないが、上記 3) で述べたように、外国人投資促進法における外国人投資の最低金額は 1 億ウォンである。

外国人投資申告の完了後、外国から韓国へ投資資金を送金することができる。ただし、公正取引委員会へ事前申告しなければならない会社の場合（一定の要件に該当する合弁

会社の設立に限る)は、事前申告後、公正取引委員会からの承認を受けた後送金ができる(ただし書きの内容に対しては、下記 10)を参照)。

投資金額の送金後、韓国の入金銀行から株金払込保管証明書(以下、“証明書”)が発行される。この際、証明書には両替後のウォン貨金額が表示されるが、この金額が上記 3)の外国人投資申告書上の投資金額(ウォン)と一致するかを必ず確認しなければならない。また、証明書は韓国に設立する予定の会社の名義で発行されるが、一度、証明書が発行された以上は、証明書上の名義と同じ名義で法人設立登記をしなければ当該資金を引き出して使用することができない。

なお、資本金を送金する銀行は外国為替取扱銀行であればどの銀行でも構わないが、外国人投資申告を行った銀行に送金するのが実務上便利である。

## (2) 発起人の構成

株式会社の設立には 1 人以上の発起人が必要である(商法第 288 条)。

## (3) 役員(代表取締役および取締役、監査役)の選任

韓国の商法上、代表取締役を含む取締役の数は最低 3 人以上で、監査役は 1 人以上でなければならない。ただし、資本金が 10 億ウォン未満の会社の場合、取締役は 1 人以上が必要で、監査役は選任しなくてもよい(商法第 383 条、第 409 条)。

なお、取締役の場合はその区分(社内・社外・その他非常務取締役)を明確にして選任する必要がある。

## (4) 定款の作成

定款に記載すべき主な事項は商号、事業目的、会社が発行する株式の総数、額面株式を発行する場合 1 株あたりの金額、会社の設立時に発行する株式の総数、本店所在地、公告方法、事業年度(決算期)、発起人および役員に関する事項などである。

## (5) 裁判所への法人設立に関する登記

資本金の払い込みが終わると、裁判所の商業登記課に法人設立の登記をすることになる。

## 2.5. 税務署への法人設立申告および事業者登録申請

裁判所への設立登記が完了した後、税務署に法人設立申告（法人登記後 2 カ月以内）ならびに事業者登録申請（収益事業開始日より 20 日以内）を行わなければならない（法人税法第 109 条および第 111 条、付加価値税法第 8 条）。

事業者登録申請は、本格的に営業を開始する前の仕入付加価値税の還付を受けるために必ず行っておくべき手続きであるので、遅滞なくする必要があります。

## 2.6. 受託機関への外国人投資企業の登録

上記 5) までの手続きを完了した後は、産業通商資源部の受託機関長へ外国人投資企業登録をし、外国人投資企業登録証明書を受けなければならないが、この証明書をもって外国人投資家が投資した内容が確認できる。

## 2.7. 現地法人名義の銀行口座開設

現地法人名義の銀行口座開設申請も上記 5) の税務署への事業者登録が完了した後に可能で、口座開設完了および資本金の引き出しができるまでには口座開設申請後営業日基準で約 3～10 日かかる。

## 2.8. 貿易協会への貿易業固有番号申請および会員加入

関税法による輸出入申告の際、輸出入者の商号とともに貿易業固有番号を記載することになっている（対外貿易管理規定第 24 条）。従って、自己名義で輸出入取引を行おうとする者は貿易業固有番号の登録が必要となり、貿易協会に貿易業固有番号を申請しなければならない。

なお、貿易業固有番号申請とは別途、会社の希望によって貿易協会に有料会員として加入することができ、会員には貿易協会の各種特典（貿易制度および手続き相談、取引斡旋や海外市場開拓資金の支援、貿易情報の提供など）が与えられる。

## 2.9. 個別法上で要求される許認可などの申請

外国人投資企業は内国法人同様に、各個別法上の適用を受けることになり、営もうとする事業が関係法律上で許認可・申告・登録を必要とする場合、各関係法律上の許認可などを受けてから事業を営むことができる。

### 3. 必要書類

各手続きに必要なとなる書類を図表3に一覧としてまとめた。

■ 図表3 現地法人設立手続きに必要な書類

手続き	必要書類	必要部数	備考
1. 受託機関への 外国人投資 申告	株式などの取得または出捐方式 による外国人投資申告書	2	
	外国人投資家の国籍証明書類	1	法人：法人登記簿謄本 個人：パスポートの写し
	外国人投資家の印鑑証明書	1	法人：法人印鑑証明書 個人：個人印鑑証明書
	外国人投資家からの委任状など	1	
2. 裁判所への 登記	株式などの取得または出捐方式 による外国人投資申告書原本	1	銀行確認済のもの
	就任承諾書	各1	現地法人の役員(代表取締役・ 取締役・監査役)のもの
	印鑑証明書 <sup>(注)</sup>	各1	現地法人の役員になる者の 個人印鑑証明書、日本国発行 分に対しては外務省からアポ スティーユ認証が必要
	住民登録抄本または住民票 <sup>(注)</sup>	各1	現地法人の役員になる者の 住民登録抄本または住民票、 日本国発行分に対しては外務 省からアポスティーユ認証が 必要
	役員のパスポートの写し	各1	顔写真のある部分
	印鑑申告書	1	現地法人の印鑑を裁判所に登録
	現地法人の定款	4	資本金が10億ウォン以上の会 社の場合、韓国での公証必要
	株式引受証	4	
	株金払込保管証明書	2	資本金保管銀行が発行
	発起人総会議事録	3	資本金が10億ウォン以上の会 社の場合、韓国での公証必要

<sup>(注)</sup> 登記の際に裁判所に提出する日本国発行の公文書(法人/個人の印鑑証明書、住民票など)に対しては、外務省から「アポスティーユ認証」を受けなければならない。「アポスティーユ認証」とは、ある国で作成および発行された文書がほかの国でも発行国と同様に公文書として効力を有するように、発行国の権限のある当局(日本の場合は外務省)の確認を受けることである。「アポスティーユ認証」に関しより詳しい内容は、以下の外務省の案内サイトで確認できる。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000607.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000607.html)

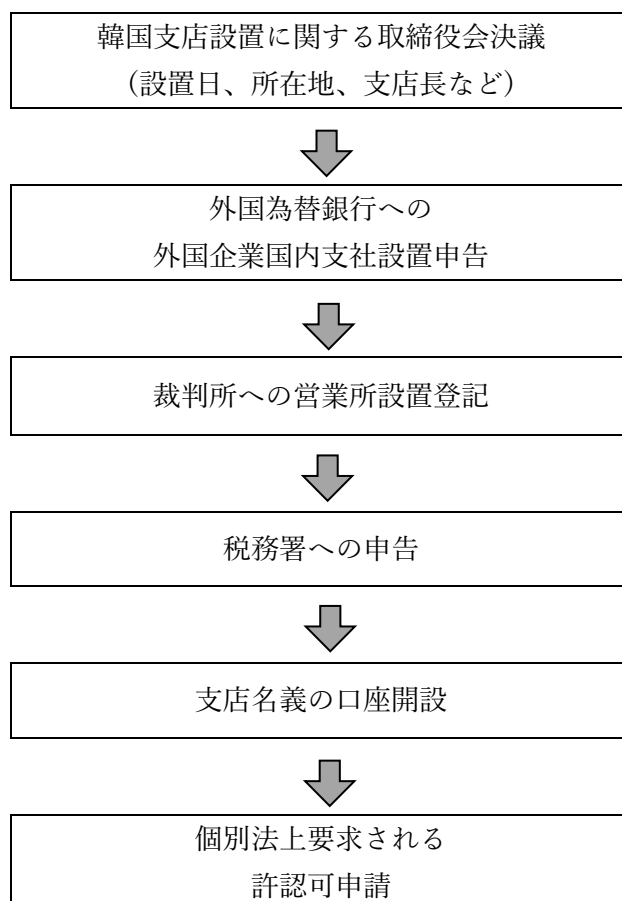
手続き	必要書類	必要部数	備考
	調査報告書	3	資本金が10億ウォン以上の会社の場合、韓国での公証必要
	株主名簿	3	
	外国人投資家からの委任状など	1	
3. 税務署への申告	法人設立申告および事業者登録申請書	1	所定様式あり
	株式などの取得または出捐方式による外国人投資申告書の写し	1	銀行確認済のもの
	外貨買入証明書の写し	1	外国為替銀行が発行
	現地法人の法人登記簿謄本の写し	1	
	現地法人の法人印鑑証明書の写し	1	
	現地法人の定款の写し	1	
	株主または出資者明細書	1	
	賃貸借契約書の写しなど	1	事業場を賃借した場合
4. 受託機関への外国人投資企業の登録	外国人投資企業登録申請書	1	
	外貨買入証明書の写し	1	外国為替銀行が発行
	現地法人の法人登記簿謄本の写し	1	
	現地法人からの委任状など	1	
5. 銀行口座開設	預金取引申請書	1	所定様式あり
	現地法人の株主名簿	1	
	現地法人の事業者登録証の写し	1	
	現地法人の法人登記簿謄本	1	
	現地法人の法人印鑑証明書	1	
	現地法人からの委任状など	1	
6. 貿易協会への貿易業固有番号申請	貿易業固有番号申請書	1	所定様式あり
	現地法人の事業者登録証の原本および写し	1	原本は提示後に回収
	外国人投資企業からの委任状など	1	

### Ⅲ. 支店

#### 1. 設立手続きの流れ

外国企業が韓国内に支店を設置する場合、手続きの流れは次のとおりとなり（図表4）、支店設置までは約2～3週間かかる。

■ 図表4 支店設立手続きの流れ



#### 2. 手続き

##### 2.1. 外国為替銀行への外国企業国内支社設置申告

非居住者である外国法人が韓国内に支店を設置・運営するためには、外国為替取引法の規定により外国為替銀行に設置申告しなければならない。

しかし、韓国内の支店が金融、証券保険関連事業を営む場合は、外国為替銀行ではなく、企画財政部長官に申告しなければならない（外国為替取引規定第 9-33 号）。

## 2.2. 裁判所への営業所(支店)設置に関する登記

商法上、外国法人の韓国内支店は営業所として登記される。指定取引外国為替銀行から外国企業国内支社設置申告の確認を受けた後、裁判所の商業登記課に外国企業の大韓国内営業所設置登記をする（商法第 614 条）。

## 2.3. 税務署への事業者登録申請

裁判所に営業所設置の登記をした後、税務署に韓国国内の支店設置の申告とともに事業者登録の申請を行わなければならない（法人税法第 109 条および第 111 条、付加価値税法第 8 条）。

## 2.4. 支店名義の銀行口座開設

上記 3)の税務署への事業者登録が完了した後に支店名義の銀行口座開設申請が可能である。

## 2.5. 個別法上で要求される許認可などの申請

外国法人の韓国内支店は内国法人と同様に各個別法上の適用を受けることになり、営もうとする事業が関係法律上で許認可・申告・登録を必要とする場合、各関係法律上の許認可などを受けてから事業を営むことができる。

なお、貿易協会への貿易業固有番号申請および会員加入については、現地法人の場合と同様である。

## 3. 必要書類

各手続きに必要な書類を図表5に一覧としてまとめた。

■ 図表5 現地法人設立手続きに必要な書類

手続き	必要書類	必要部数	備考
1. 外国為替銀行への外国企業国内支社設置申告	外国企業国内支社設置申告書	2	
	取引外国為替銀行指定申請書	2	所定様式あり
	本店の法人登記簿謄本	1	
	本店の法人印鑑証明書	1	
	本店の取締役会議事録	1	支店設置決議に関する内容
	韓国支店長任命状	1	
	事業計画書	1	国内で営もうとする業務の内容と範囲に関して記載
	本店からの委任状など	1	
2. 裁判所への登記	外国企業国内支社設置申告書原本	1	銀行確認済のもの

手続き	必要書類	必要部数	備考
	本店の法人登記簿謄本 <sup>(注)</sup>	1	外務省からアポストイーユ認証が必要
	本店の取締役会議事録 <sup>(注)</sup>	1	外務省からアポストイーユ認証が必要
	就任承諾書	1	韓国支店長のもの
	印鑑証明書 <sup>(注)</sup>	1	韓国支店長のもので、日本国発行分に対しては外務省からアポストイーユ認証が必要
	住民登録抄本または住民票 <sup>(注)</sup>	1	韓国支店長のもので、日本国発行分に対しては外務省からアポストイーユ認証が必要
	韓国支店長のパスポートの写し	1	顔写真のある部分
	印鑑申告書	1	韓国支店の印鑑を裁判所に登録
	韓国支店からの委任状など	1	
3. 税務署への申告	法人設立申告および事業者登録申請書	1	所定様式あり
	外国企業国内支社設置申告書の写し	1	銀行確認済のもの
	本店の法人登記簿謄本の写し	1	
	本店の定款の写し	1	
	韓国支店の法人登記簿謄本の写し	1	
	韓国支店の法人印鑑証明書の写し	1	
	賃貸借契約書の写しなど	1	事業場を賃借した場合
4. 銀行口座開設	預金取引申請書	1	所定様式あり
	本店の株主名簿	1	
	韓国支店の事業者登録証の写し	1	
	韓国支店の法人登記簿謄本	1	
	韓国支店の法人印鑑証明書	1	
	韓国支店からの委任状など	1	
5. 韓国貿易協会への貿易業固有番号申請	貿易業固有番号申請書	1	所定様式あり
	韓国支店の事業者登録証の原本および写し	1	原本は提示後に回収
	韓国支店からの委任状など	1	

<sup>(注)</sup> 登記の際に裁判所に提出する日本国発行の公文書(法人登記簿謄本、法人/個人の印鑑証明書、住民票)に対しては、外務省から「アポストイーユ認証」を受けなければならない。さらに、支店の場合は、前述した公文書のみならず、韓国内における支店設置に対する“本店の取締役会議事録”にもアポストイーユ認証を受ける必要がある。

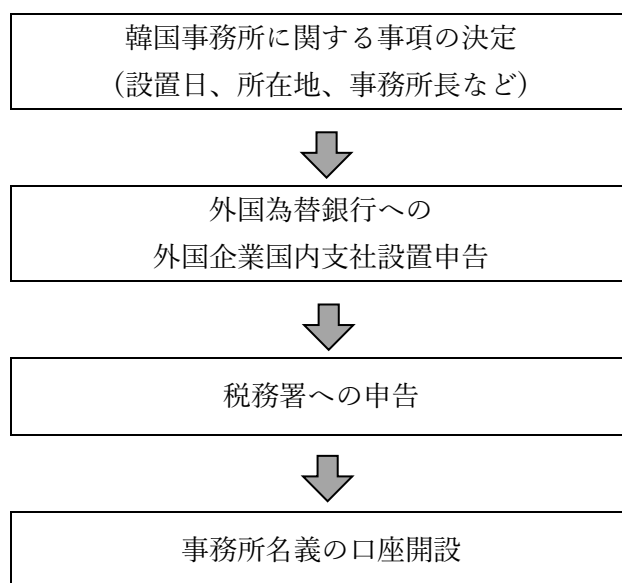


## IV. 連絡事務所(駐在員事務所)

### 1. 設立手続きの流れ

外国企業が韓国に連絡事務所を設置する場合、手続きの流れは次のとおりとなり（図表6）、事務所設置までは通常約1～2週間かかる。

■ 図表6 連絡事務所設立手続きの流れ



### 2. 手続き

#### 2.1. 外国為替銀行への外国企業国内支社設置申告

非居住者である外国法人が韓国内に連絡事務所を設置・運営するためには、外国為替取引法の規定により外国為替銀行に申告しなければならない（外国為替取引規定第 9-33号）。

#### 2.2. 税務署への申告

指定取引外国為替銀行に連絡事務所設置の申告をした後、税務署に韓国内の連絡事務所設置を申告するとともに固有番号指定申請をしなければならない（法人税法施行令第 154条第 3 項）

## 2.3. 事務所名義の銀行口座開設

上記 2)の税務署への固有番号指定手続きが完了した後に事務所名義の口座開設申請が可能である。

## 3. 必要書類

各手続きに必要な書類を図表7に一覧としてまとめた。

■ 図表7 連絡事務所設置手続きに必要な書類

手続き	必要書類	必要部数	備考
1. 外国為替銀行への外国企業国内支社設置申告	外国企業国内支社設置申告書	2	
	取引外国為替銀行指定申請書	2	所定様式あり
	本店の公文	1	連絡事務所設置に関する内容
	本店の法人登記簿謄本	1	
	本店の法人印鑑証明書	1	
	連絡事務所長任命状	1	
	本店からの委任状など	1	
2. 税務署への申告	法人設立申告および事業者登録申請書	1	所定様式あり
	外国企業国内支社設置申告書の写し	1	銀行確認済のもの
	本店の公文	1	連絡事務所設置に関する内容
	本店の法人登記簿謄本の写し	1	
	連絡事務所長任命状の写し	1	
	連絡事務所長のパスポートの写し	1	顔写真のある部分
	賃貸借契約書の写しなど	1	事業場を賃借した場合
3. 銀行口座開設	預金取引申請書	1	所定様式あり
	本店の株主名簿	1	
	連絡事務所の固有番号証の写し	1	
	連絡事務所長の印鑑証明書	1	
	連絡事務所長からの委任状など	1	